

貸付の一形態としての擬制為替

——イギリスと日本——

新 保 博

1 はじめに

筆者は、かつて江戸時代における隔地間とくに大阪—江戸間の為替取引を取り扱った論稿において、隔地間為替取引の形態をとっているが、実際には貸付取引以外のなにものでもないものが存在することを明らかにし、これを「擬制為替」とよんだ。その際、江戸時代の擬制為替は、16世紀のヨーロッパとくにイギリスにおいてみられた擬制為替 (fictitious exchange) と対比させることが可能であることを指摘した⁽¹⁾。しかし、江戸時代の擬制為替と16世紀イギリスの擬制為替の本格的な比較をつうじて、両者の異同を明らかにする作業は、ほとんどおこなわれていなかった。そこで、本稿では、江戸時代と16世紀イギリスの擬制為替の比較検討をこころみ、それをつうじて江戸時代の擬制為替の歴史的な性格に接近してみたい。

2 16世紀イギリスの擬制為替

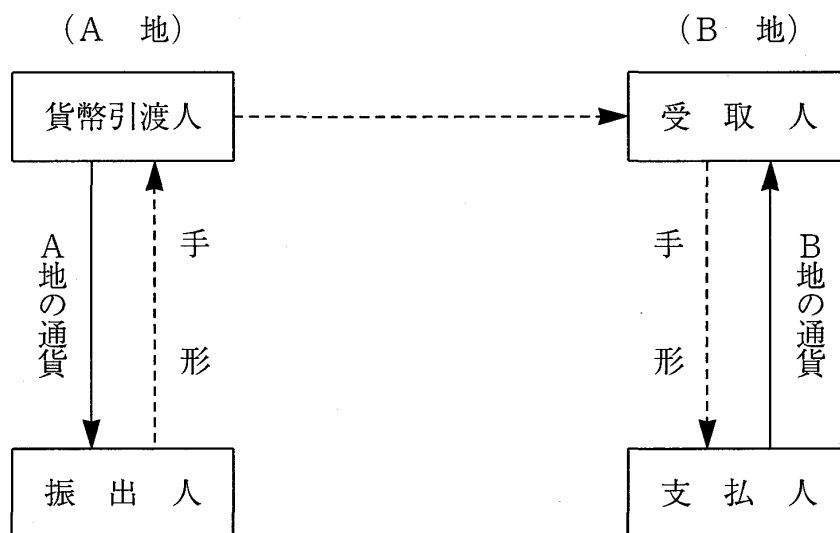
(1) 為替取引の典型的形態

いうまでもなく、為替取引は、貨幣の現送という方法をとらずに手形を用いることによって、異地間の資金移動をおこなうものであり、後日に異地において第三者による手形額面金額の支払を約束した為替手形 (bill of exchange) と引き換えに、一定額の通貨を手形振出人に前渡する取引である。ところで、16世紀のイギリスにおいては、このような為替取引は国際的な資金移動つまり外国為替にかぎられており、内国為替はまだ姿をあらわしていなかったから、為替取引は必然的に異種貨幣の交換 (両替) 取引をふ

くんでいた⁽²⁾。

この時期における典型的な為替取引は、2つの貨幣授受取引から成り、4人の取引当事者をもっていた。2つの貨幣授受取引というのは、①手形振出地（A地）における貨幣授受と、②手形支払地（B地）における貨幣授受である。また、4人の取引当事者というのは、（a）振出人（taker or drawer）、（b）貨幣引渡人（deliverer）、（c）受取人（payee）、（d）支払人（payor or drawee）である。（a）振出人は、為替手形を作成して貨幣引渡人に交付し、手形額面の金額をA地の通貨で受け取る。（b）貨幣引渡人は、振出人に貨幣を引き渡し、振出人の作成した為替手形を受け取る。手形振出地（A地）における貨幣授受取引は、この両取引当事者の間でおこなわれる。（c）受取人は、貨幣引渡人から為替手形の送達をうけた後、この手形を支払人に提示して手形額面の金額を両替相場（rate of exchange）にしたがって換算したB地の通貨で受け取る。（d）支払人は、受取人から手形の提示を受け、貨幣を受取人に支払う。手形支払地（B地）における貨幣授受取引は、上の受取人・支払人という両取引当事者の間でおこなわれる。このようにして為替取引は完結し、貨幣引渡人（A地）→受取人（B地）、支払人（B地）→振出人（A地）という資金の移動が実現することになるのである⁽³⁾。このような為替取引を、簡単に図示したものが、第1図である。

第 1 図



このような為替取引が一般的に成立するためには、少なくとも（1）A地とB地がいずれも相手地に対して受取勘定と支払勘定をもっていること、（2）専門的金融業者による国際的ネットワークが形成されていること、という2つの条件が必要である。中世

のヨーロッパでは、主要商業センターを中心とする隔地間商業の展開がみられ、イタリアが為替取扱商人が西ヨーロッパの商業センターを結ぶ国際的ネットワークを構築していた⁽⁴⁾。ヨーロッパでは、中世以来為替取引はひろくおこなわれていたのである。

ところで、為替取引は、為替取扱商人が為替取引のどの取引当事者としてあらわれるかによって、送金為替と逆為替の2種類に分けることができる。為替取扱商人が振出人となっているのが送金為替であり、他方、為替取扱商人が貨幣引渡人となっている場合が逆為替である。前者の送金為替は、甲地から乙地への送金を為替取扱商人＝商人銀行業者に依頼するもので、B地への送金を希望するA地の商人は、A地の為替取扱商人に貨幣を引渡して、為替取扱商人の振出した為替手形を受け取る。あるいは、為替手形を買ったといってもよい。この手形をB地の受取人（送金依頼者の取引先または送金依頼者の代理人）に送達し、受取人は手形に記載されている支払人から手形額面金額に相当する貨幣の支払をうける。これによってA地の貨幣引渡人→B地の受取人の資金移動が実現する。同時に、為替取扱商人にとっても、B地→A地の資金移動をおこなったことになるのである。

後者の逆為替の場合は、B地に対して受取勘定をもっているA地の商人が、B地の商人を支払人とする為替手形を振出し、この手形と引き換えに手形額面金額に対応する貨幣を為替取扱商人から受け取る。つまり、為替手形を売ったわけである。手形を買取った為替取扱商人は、この手形を受取人となっているB地の取引先に送り、支払人となっているB地の商人から支払をうける。この一連の取引をつうじて、B地→A地の資金移動が実現するが、同時に為替取扱商人にとってはA地→B地の資金移動がおこなわれたことを意味していることはいうまでもない。さて、このような為替取引においては、振出人であるA地の商人は明らかに手形振出日から支払日までの期間について、為替取扱商人から信用の供与をうけているのであり、逆為替が為替取扱商人の商人に対する貸付という側面をもっていたことは明らかである。したがって、為替取引の形態を利用した貸付取引が、教会法の徴利禁止を免れるために、中世以来商人間で広くおこなわれたのは怪しむに足らないといえよう⁽⁵⁾。

(2) 16世紀イギリスの為替取引

16世紀までのイギリスは、西ヨーロッパのなかでは経済的にみて後進的であり、羊毛・錫その他の輸出に主として依存している状態であった。しかし、16世紀にはいると、国内における毛織物工業の急速な発展を背景に、イギリスは毛織物の輸出国に転換

し、経済的に活況を呈するようになった。当時、イギリスからの輸出のほとんどはマーチャント・アドヴェンチュラーズの手握られていた。だが、輸入の大部分は外国商人とくにイタリア・スペイン・フランドルの商人たちが掌握していた⁽⁶⁾。そして、ロンドン、リヨンやジェノアと並ぶヨーロッパの主要金融センターであったアントワープの衛星的金融市場として、国際的金融ネットワークの一角を占めていた⁽⁷⁾。このような状況のなかで、外国貿易と結びついた為替取引は、15世紀以降急速な発展を遂げたのである。

このような為替取引とくにマーチャント・アドヴェンチュラーズのかかわっていた為替取引は、「商人為替」(merchants' exchange)と呼ばれていた逆為替が主流を占めており、「自然為替」(natural exchange)といわれていた送金為替は、当時の為替取引で欠くことのできないものであったとはいえ、全体としてみれば副次的な地位にとどまっていた。そして、「商人為替」の場合の為替手形は、一覽払でなく期限1か月の延手形であった⁽⁸⁾。したがって、マーチャント・アドヴェンチュラーズは、為替取扱商人(その多くはイタリアの商人銀行業者)から短期の信用供与をうけたことになるのである。

マーチャント・アドヴェンチュラーズはブラックウェル・ホールで輸出用の毛織物を購入するが、そのための資金は、ロンバート・ストリートの商人銀行業者(為替取扱商人)に対するアントワープ宛為替手形の売渡、いいかえればアントワープの取引先を支払人とする逆為替の取組によって調達するのがつねであった⁽⁹⁾。

さて、この為替手形の支払人となっているのは、アントワープにおけるイギリス毛織物の買手ではなく、イギリス貿易商人の代理人ないし取引先(correspondent)であり、かれはアントワープの市場で販売した毛織物の代金を手形の支払に充当し、残額についてはロンドン宛の送金為替によって、アントワープ→ロンドンの資金移動をおこなうことになる。アントワープの市場で期待した価格で売れなかったりあるいは集金が遅れて、手形の支払に不足が生ずるような場合には、支払人はロンドンの貿易商人宛の逆為替を取組み、手形支払用の資金を調達している⁽¹⁰⁾。したがって、イギリス貿易商人の為替取引は、ロンドンにおける逆為替取組が中心となっているが、それはアントワープにおける送金為替ないし逆為替の取組によって補完されていたのである。

「商人為替」ないし逆為替は短期信用の供与であるから、当然利子という問題が生じてくる。イギリスでは為替手形の割引が15世紀に商業上の慣習として成立しており⁽¹¹⁾、外国貿易においては手形割引は通例のこととなっていた⁽¹²⁾、とする見方がかつては一般的であった。いうまでもなく手形割引は、金融業者が利子相当分を手形額面金額から

控除して、信用供与をおこなうものであり、確定利付の短期貸付である。しかし、16世紀のイギリスの「商人為替」は、手形割引の場合とは異なり、手形額面金額と同額の貨幣が、商人銀行業者から手形振出人である貿易商人に引き渡されていた。それならば、為替取引をつうじて短期信用を供与した商人銀行業者の利得は、どのようにして生みだされるのであろうか。

前述のように、手形にはスターリング貨で表示された額面金額とあわせて、アントワープで支払われるグロート貨との両替相場が記載されている。この両替相場は、アントワープよりもスターリング貨高・グロート貨安に設定されており、その乖離巾はその時の利率に応じて変動した。これによって短期信用を供与した為替取扱商人は利子に匹敵する利得を得たのである⁽¹³⁾。しかし、この利得はけっして確定的なものではない。両替相場はたえず変動しており、海外市場の動向によってイギリスの毛織物輸出は大きく左右されたから、両替相場の変動幅は小さくなく、両替相場の変動如何によっては、為替取扱商人は利得を得るところか、損失を蒙るケースもおこりえた。ドゥ・ルーヴァーが主張するように、16世紀における「為替手形は売買されたのであって、割引されたのではない」⁽¹⁴⁾と捉えて差し支えないと思われる。

(3) 擬制為替

「商人為替」の場合の商人銀行業者による商人への短期信用の供与は、毛織物輸出という実物的な裏付けがあった。しかし、このような実物的裏付けなしに、為替取引という形態をとった単純貸付も、この時代には広くみられた。16世紀においては現在みられるような融通手形による融資方法はまったくみられず、手形による融資はもっぱら外国為替が用いられていた。このような為替を当時の人々は「乾燥為替」(dry exchange)と呼んでいるが、現在ではこれに相当するような融資方法は存在していない⁽¹⁵⁾。

「乾燥為替」は、為替と再為替の2つの為替取引から成っていた。まず、外国に対して資金請求権をもっていないロンドンの商人が、商人銀行業者から融資をうけるために、例えばアントワープ宛の逆為替を取り組む。その際、ロンドンの銀行のアントワープ在住の代理人が、アントワープにおける支払人となると同時に受取人となる。したがって、アントワープでは現実に貨幣の授受はおこなわれず、帳簿上での振替がおこなわれるにすぎない。次に、1か月後の満期に達したとき、アントワープにおいてロンドンの銀行の代理人が、ロンドンの商人宛にロンドンの銀行を受取人とする逆為替を取り組み、ロンドンの商人は1か月後の満期時に手形額面金額の支払をおこなう。このような為替と

再為替という2つの取引をつうじて、ロンドンの商人は商人銀行業者から2か月の信用供与をうけたことになるのである。前に述べたように、「商人為替」においても為替と再為替の2つの為替取引をおこなう場合がみられており、「乾燥為替」のみに限られるものではなかった。しかし、「乾燥為替」の場合には、ロンドン—アントワープ間の資金移動を必要とするような実体が存在しないにもかかわらず、実際にはロンドン→アントワープ、アントワープ→ロンドンという2つの外国為替が取り組まれているため、当時の人々はこのような為替取引に「乾燥為替」という名をあたえたと思われる。

「乾燥為替」の場合、一旦ロンドンからアントワープへ為替手形が実際に送達され、満期後ふたたびアントワープからロンドンへ新たに振り出された為替手形が送られている。これに対して、形式上は「乾燥為替」とまったく同じものでありながら、実際にはロンドン→アントワープ、アントワープ→ロンドン間の手形送達がおこなわれない為替取引があった。これが「擬制為替」(fictitious exchange)といわれるものである⁽¹⁶⁾。

「乾燥為替」にしる「擬制為替」にしる貸付以外のなものでもなく、本来なら当然利子が支払わなければならないが、この信用供与は「商人為替」とまったく同一の為替取引の形式をとっており、確定利子を控除する手形割引の形をとることはなかった。したがって、この場合も確定利付の貸付とみることはできず、為替取扱商人の利得は両替相場の変動によって大きく左右されたのである。しかし、「擬制為替」のなかに、為替取扱商人に確定した利得を保障するように、予め為替と再為替の両替相場を決めておくものがあらわれていることが注目される⁽¹⁷⁾。この場合は明らかに確定利付の貸付であり、その意味では手形割引に近い性格をもっている。この種の「擬制為替」は、当時の神学者や法学者によって、徴利を禁止した教会法に違反するものとして強く非難されたが⁽¹⁸⁾、17世紀に登場する手形割引への過渡的な形態として捉えることができると思われる。

ところで、前に触れたように、為替取引の形態をとった貸付は、中世以来、利子を隠蔽するためのもっとも一般的な方法であった。しかし、16世紀中期以降のイギリスでは、しだいに徴利禁令は緩和され、法律の定めた最高利子率以内の利子は許容されるようになってきた⁽¹⁹⁾。それなのに、「乾燥為替」や「擬制為替」がおこなわれたのは何故であろうか。「商人為替」は商人間の信用取引で、もっぱら借手の商人の信用に依存する無担保の短期信用供与であった。したがって、為替取引の形態をとった貸付が、イギリスの貿易商人にとって、短期借入のもっとも簡単で容易な手段であったことは理解に難くない。しかも、無担保貸付は担保付貸付よりリスクが大きく、利子率も当然高くな

る⁽²⁰⁾。実物的な裏付けのない「乾燥為替」ないし「擬制為替」の場合はなおさらである。為替による貸付は確定利付でなかったとはいえ、信用を供与している為替取扱商人の利得が、法定の最高利子率を超えることもしばしばであった⁽²¹⁾。徴利禁止令を免れる必要性もまた依然として存在したのである。「乾燥為替」・「擬制為替」が広くおこなわれたのは当然であったといえよう。しかし、このような外国為替を利用した信用供与ないし貸付は、17世紀にいたって譲渡性をもった内国為替手形が登場し、その割引による信用供与が一般化するにつれて、急速に姿を消していくことになった⁽²²⁾。

3 江戸時代の擬制為替

(1) 大坂—江戸間の為替取引

江戸時代における隔地間流通は、三都（大坂・京都・江戸）間とくに大坂・江戸間の流通が中核をなしていた。江戸は巨大な消費都市であり、その必要とする日常生活物資をはじめ多くの物資を、大坂問屋商人をへて上方からの供給に依存し、商業取引に関しては、江戸は大坂に対して巨額の支払勘定をもっていた。他方、幕府や諸大名は、貢租米の売払代金その他を大坂から江戸へ送金しており、その規模もまた巨額に達していた。このような江戸→大坂の幕府・大名の送金と江戸→大坂の商品代価決済という相反する方向での資金移動が、江戸時代初期から存在していた。大坂—江戸間には為替取引が成立するための条件の1つは、江戸時代の初期から十分に整っていたといえてよい。

ところで、江戸時代における隔地間商業の発展は、当然商業信用の発展をみちびいた。商業信用には、改めて指摘するまでもなく、買手に与えられる延払信用と、買手から売手に与えられる前払信用の2種類が存在する。大坂・江戸間の商業信用は一般に延払信用であったが、それは商業手形の授受という形態をとることなく、帳簿信用（book credit）の段階にとどまっていた⁽²³⁾。そのため代金決済は「節季」におこなわれるが、大坂・江戸間ではその決済にともなう資金移動は貨幣現送または為替によることになる。最初は貨幣現送が中心的地位を占めていたが、17世紀後期にいたって大坂・江戸間の流通機構が整備されるにともない、専門的金融業者（両替商）の中央都市間ネットワークもほぼ確立した。為替取引が一般的に成立するための第2の条件も充たされたのである。

こうして、17世紀中期には、大坂・江戸の商人間に為替による資金移動（商用為替）がみられようになったが⁽²⁴⁾、1660・70年代（寛文・延宝期）における御屋敷為替の一

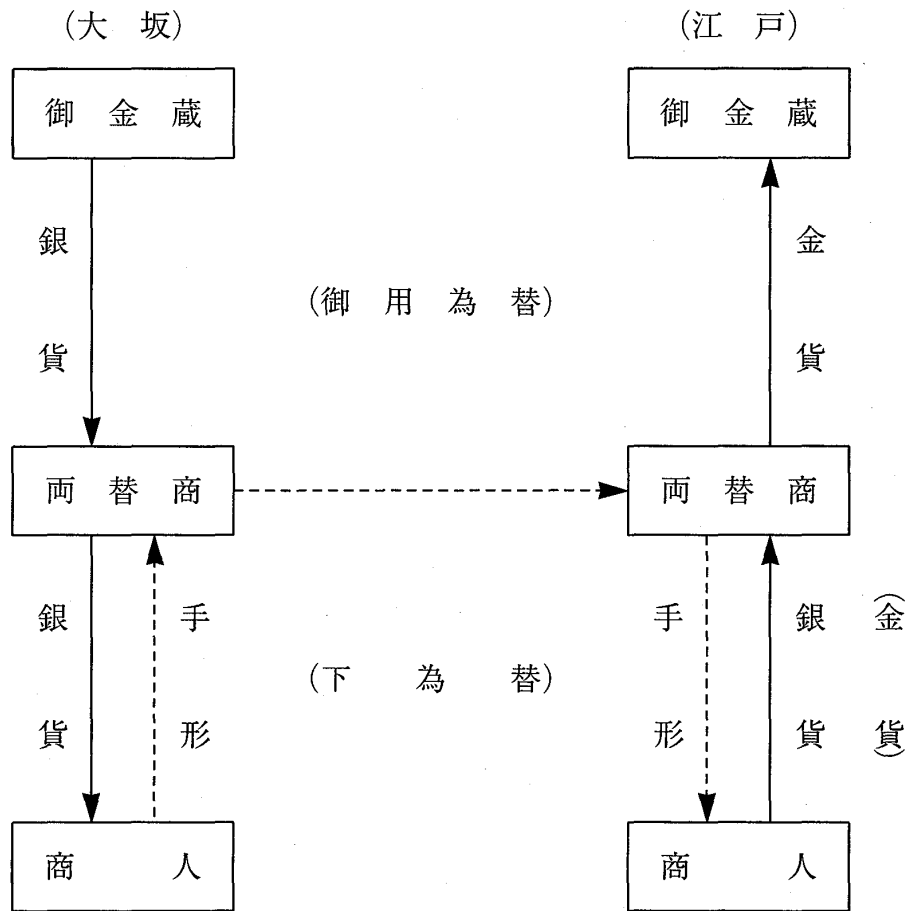
般的成立、1691（元禄4）年の御金蔵為替の創始をつうじて、大坂・江戸間の為替取引は飛躍的な発展を遂げることになった。御屋敷為替・御金蔵為替というのは、大名や幕府の公金の送達を両替商が引受け、その公金を大坂・江戸間の商用為替を利用して送達する仕法である。1690年代をとると、大坂から江戸へ的大名の送金高は銀30,000貫前後、御金蔵為替による幕府公金の江戸への送達高は銀15,000貫程度に達していた⁽²⁵⁾。他方、大坂から江戸への商品積送高は銀4－5万貫以上であった⁽²⁶⁾。大坂→江戸の幕府・大名の送金と、江戸→大坂の商品代価決済のための資金移動は、規模においてほぼ拮抗していたことになる。為替取引が顕著な発展を遂げるのは当然であった。

ところで、大坂・江戸間の為替取引は内国為替ではあるが、異種通貨の両替取引を含むという点では、外国為替に近い性格をもっていた。周知のように、大坂は秤量銀貨を基本通貨とする「銀遣い」であるのに対して、江戸は計数金貨を基本通貨とする「金遣い」であった。そのため、大坂と江戸ではそれぞれ秤量銀貨と計数金貨の両替相場が成立していた。したがって、大坂・江戸間の為替取引は、絶えず変動する市場相場による秤量銀貨と計数金貨の両替をともなっていたのである。御金蔵為替の場合は、御金蔵為替を引受けた三井組・御為替十人組は銀貨を受取り、60日後に江戸の御金蔵へ金貨を納入するが、その際の両替比率は大坂御金蔵から銀貨が引渡された時の大坂の両替相場によることになっていた⁽²⁷⁾。また、江戸→大坂の資金移動がほとんどを占める商人為替には、手形の額面金額が銀貨で表示される銀為替と、金貨で表示される金為替の二種類があった⁽²⁸⁾。幕末期をのぞけば、銀為替が多かったが、この場合「金遣い」の江戸では銀貨→金貨の両替が不可避であった。他方、金為替の場合は、大坂において金貨→銀貨の両替がおこなわれなければならなかった。大坂・江戸間の為替取引は明らかに異種貨幣の両替取引をふくんでおり、まさに外国為替と対比しうるものであったのである。

（2）御金蔵為替のメカニズム

上述のように、御金蔵為替は幕府公金の江戸への送金と、江戸→大坂の資金移動を内容とする商用為替を結びつけたものであるが、商用為替には「登為替」といわれる江戸で取組まれた送金為替と、「下為替」とよばれる大坂取組の逆為替があるが、御金蔵為替で利用された商用為替は「下為替」であった⁽²⁹⁾。このような御金蔵為替の仕法を簡単に図示したものが、第2図である。

第 2 図



大坂御金蔵から江戸御金蔵への送金（御用為替）を引請けた両替商が、御金蔵から60日の期限で受取った貨幣を資金として、大坂商人の江戸商人に対する逆為替（下為替）を引請けるものが御金蔵為替である。御用為替を引請けた両替商（三井組・御為替十人組）は大坂御金蔵から受取った貨幣を、江戸の商人を支払人とする為替手形と引換えに、その手形の振出人である大坂の商人に引渡す。為替取扱商人である大坂の両替商は、この手形を両替商の江戸店に送付し、支払人である江戸の商人から手形額面金額に相当する貨幣を受取り、その貨幣を江戸御金蔵に納入する。この場合の為替手形は、参着払ではなく一般に支払期限30-60日の延為替であり⁽³⁰⁾、為替を引請けた両替商が手形の振出人である大坂商人に対して短期の信用供与をおこなったことを意味しているが、それは手形割引という形をとったものではなかった。加えて、前述したように、御用為替も下為替も異種貨幣の両替取引をともなっていたから、16世紀イギリスの「商人為替」と同質の為替取引であったとみることができる。

しかし、両者の間にはいくつかの重要な相違点がみられた。まず、イギリスの「商人

為替」における支払人はイギリス貿易商人の代理人ないし取引先であった。江戸時代の下為替では、大坂の商人の代理人（江戸差配人）が支払人となり、集金した商品代金について江戸→大坂の資金移動をおこなうケースもみられないわけではなかったが⁽³¹⁾、多くは大坂商人に対して買掛債務をもっている江戸の商人が支払人となっていた⁽³²⁾。16世紀イギリスの「商人為替」の場合は、商品輸出という実物的裏付けがあるとはいえ、商業信用と直接結び付くものではなく、買手となっている商人は為替取引における取引当事者とはなっていなかった。したがって、手形額面金額と商品売渡代金との間に乖離が生ずる可能性が大きく、支払地における送金為替ないし逆為替の取組によって補完されねばならなかった。他方、江戸時代の下為替の場合は、すでに述べたように節季における代金決済のために取組まれるもので、大坂の商人に対して商業上の支払勘定をもっている江戸の商人が支払人となっている。下為替は、為替取引の形式をとった商業信用とみることができ、江戸での送金為替ないし逆為替取組による補完は不必要であった⁽³³⁾。

つぎに、「商人為替」は商人間の信用取引であり、無担保の短期貸付であったのに対して、下為替の場合は担保付であった点が注目される。しかし、それは根抵当といわれるもので、商人間の継続的な信用取引に対する信用保証として、個々の取引についてではなく継続的におこなわれる取引全体について抵当を設定する日本独特の取引慣行であり⁽³⁴⁾、「商人から非商人への貸付の標準的形態であった」⁽³⁵⁾担保付貸付とは同一視することはできない。したがって、「商人為替」も下為替も、「商人社会の内部で行われる貸付で、借り手の信用すなわち借り手が債務を履行できるかどうかについての世評にその基礎をおくものである」⁽³⁶⁾点については、まったく異なるところではなかった。

最後に、短期の信用供与に対する利子ないし為替取扱商人の利得の問題がある。「商人為替」においては、前述したように、為替手形について為替取扱商人に有利な両替比率を設定することによって、為替取扱商人の利得が実現した。下為替の場合は、為替手数料とみてもよい「打銀」または「打歩」が両替商に支払われた。この打銀は一定しておらず、その時々相場にしたがって変動した。その相場は、単に為替に対する需給関係ばかりでなく、大坂と江戸の双方における金銀相場の動向によっても影響をうけており、銀為替と金為替の為替打銀は当然異なるものとなっていた⁽³⁷⁾。そして、両替商が手形振出人である大坂商人に対して逆に打銀を支払う「逆打」の場合も少なくなく、とくに金為替について顕著であった⁽³⁸⁾。したがって、下為替における短期信用供与は、けっして確定利付貸付ではない。利子に相当する利得を生み出す方法が違うとはいえ、

「商人為替」も下為替もともに確定利付貸付ではないという点では共通していたのである。

(3) 擬制為替

下為替とまったく同じ為替取引の形をとりながら、江戸で支払がおこなわれず（したがって手形が江戸へ送達されることもなく）、振出地である大坂で手形額面金額の償還がおこなわれる場合がみられた⁽³⁹⁾。手形には江戸の受取人と支払人が明記されており、その点では大坂・江戸間の資金移動を内容とする下為替と何ら異なるところがないが、手形券面の後尾に支払期限に江戸ではなく大坂で支払をおこなう旨の文言が記されていた。この場合は、明らかに大坂・江戸間の資金移動はおこなわれず、為替取引の形態をとった短期の貸付そのものであり、16世紀イギリスにみられた「乾燥為替」の一種である擬制為替とほぼ同じ性格のものであったとみることができ、商品販売にともなう資金移動とはまったく無縁であったのである。

擬制為替は下為替と同じ形式をとっていたから、擬制為替も根抵当による担保付貸付が通常の形態であった。しかし、江戸時代の擬制為替については、16世紀イギリスの場合と異なり、非商人に対する短期貸付もふくまれていた。この場合は、根抵当ではなくその貸付取引についての担保が設定されている⁽⁴⁰⁾。商人社会の内部でおこなわれる商人間の信用取引と商人から非商人への貸付は、明確に区別されていたといわなければならない。

ところで、江戸時代の擬制為替は、例外なく「打銀」という名目の下で利子額が明示されていた⁽⁴¹⁾。したがって、下為替とは違って確定利付貸付であり、利率も両替商のおこなう貸付の一般的水準とほとんど異なるところはなかった。この点に、確定利付貸付ではなかった16世紀イギリスの擬制為替との相違をみとめることができるが、先述したように、16世紀イギリスでも確定利付の擬制為替が姿をみせはじめていたから、この相違点を強調することは控えたほうがよいと思われる。

擬制為替についての16世紀イギリスと江戸時代を比較して目に付くもっとも大きな違いは、擬制為替が成立した理由である。イギリスの場合、徴利禁令を免れることが、擬制為替という形で短期貸付を広くおこなわしめた理由の一つであった。これに対して、江戸時代では、通常の利付貸付と為替取引とでは法的保護に大きな違いがあり、為替取引は格段に保護されていた⁽⁴²⁾。これが、通常の利付貸付を為替取引に偽装する擬制為替を成立させた大きな理由となったことは間違いない。幕府も擬制為替の存在を十分に

知悉しており、1719（享保4）年には、「通例之借金を為替証文ニ致候」取引、つまり擬制為替を通常の貸付取引として取扱うよう命じている⁽⁴³⁾。商人からみれば、為替取引とくに逆為替と通常の短期貸付取引との間には本質的な相違は存在しないが、非商人である幕府は明らかに両者を異なるものと捉えている。このような「商人と非商人とのあいだの見解の衝突」⁽⁴⁴⁾が、擬制為替を生みだしたのであり、幕府による禁令にもかかわらず江戸時代をつうじてこの種の為替取引は広くおこなわれ、18世紀前期には三井両替店の貸付実質額の70%前後を延為替が占めているほどであった⁽⁴⁵⁾。したがって、擬制為替を生みだした直接的理由が、ヨーロッパの場合は微利禁令を免れること、江戸時代の場合は法律的保護の違いによる不利益を免れること、という違いが認められるにもかかわらず、イギリスについても江戸時代についても、前近代の法律制度と商人社会の利害との乖離ないし矛盾が、ヒックス流に言えば「非商人的経済」と「商人的経済」の相克が⁽⁴⁶⁾、擬制為替を成立させる重要な条件であった点については、まったく共通していたといって差し支えないと思われる。

4 む す び

以上、擬制為替つまり為替取引に偽装した短期貸付取引について、16世紀イギリスと江戸時代との比較を試みてきた。両者の間には、看過できないいくつかの重要な相違点が存在することを明らかにしたが、それと同時に、あるいはそれ以上に、両者の歴史的な性格について基本的に共通するものがあることに注目しなければならないことを指摘した。

為替取引に偽装した短期貸付、いいかえれば短期貸付の一形態としての為替取引は、ヨーロッパにおいても、江戸時代についても、「商人的経済」が「非商人的経済」に十分浸透し、市場経済が確立する以前の「前近代」の局面に広くみられたものであり、「商人的経済」と「非商人的経済」の矛盾・相克による不利益を商人が免れるための方策にほかならなかった。それに加えて、為替手形の譲渡性・流通性が存在せず、したがって手形割引がまだ登場していないこの段階では、為替取引の形態をとった貸付が、商人社会においては、短期貸付のもっとも簡単で容易な手段であった。「非商人的経済」が「商人的経済」に包摂される近代の局面への移行に加えて、内国手形の割引の一般化によって、擬制為替の存在理由は失われることになるが、そのような局面にまだいたっていない16世紀のイギリスでも、江戸時代についても、為替取引の形態をとった貸付取

引は、現在の融通手形 (finance bill) と同じ機能をもつものとして、商人に対する短期信用供与に大きな役割をはたし、来たるべき手形割引の登場を準備したことは間違いないと思われる。

注

- (1) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察—御金蔵為替を中心に—」『神戸大学経済学研究年報』15、1968年、29-96ページ。
- (2) de Roover, R., *Gresham on Foreign Exchange*, Cambridge Mass., 1948, p.99.
- (3) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.99.
- (4) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.104.
- (5) J. R. ヒックス (新保博・渡辺文夫訳)『経済史の理論』講談社学術文庫1995年、139-140ページ。
- (6) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.110.
- (7) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.108.
- (8) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, pp.109-110.
- (9) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, pp.110-1.
- (10) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, pp.110-1.
- (11) Clapham, J., *The Bank of England, A History, Vol. I 1694-1797*, New York, 1945, p.5.
- (12) Tawney, R. H., Introduction to Thomas Wilson's "*Discourse upon Usury*", New York, 1925, pp.67-8.
- (13) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.142.
- (14) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.109.
- (15) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.161.
- (16) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, pp.164-5.
- (17) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.165.
- (18) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.165.
- (19) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.110.
- (20) ヒックス『経済史の理論』129ページ。
- (21) de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, p.164.
- (22) Richards, R. D., *The Early History of Banking in England*, London 1929, pp.47-9.

de Roover, *Gresham on Foreign Exchange*, pp.102-3, 105.

- (23) 新保博「徳川時代の信用制度についての一試論—両替商金融を中心として—」『神戸大学経済学研究年報』3、1956年、118-9ページ。新保博「日本の近代移行期における流通機構—その連続と非連続—」新保博・渡辺文夫編『近代移行期経済史の諸問題』中京大学経済学部附属経済研究所1995年、10-1ページ。
- (24) 新保博「御金蔵為替の成立についての一試論」『三田学会雑誌』64巻8号1971年、31-3ページ。
- (25) 新保博「御金蔵為替の成立についての一試論」33-4ページ。
- (26) 新保博・長谷川彰「商品生産・流通のダイナミクス」速水融・宮本又郎編『日本経済史1・経済社会の成立』岩波書店1988年、232ページ。
- (27) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』塙書房1961年、189ページ。田谷博吉「江戸幕府御為替の仕法」『同志社商学』20巻1・2号1968年、73ページ。
- (28) 新保博『近世の物価と経済発展—前工業化社会への数量的接近—』東洋経済新報社1978年、216ページ。
- (29) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」55-73ページ。
- (30) 新保博「徳川時代の延為替金融—商業金融の一形態としての—」『国民経済雑誌』117巻4号1968年、13ページ。
- (31) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」67ページ。
- (32) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」71ページ。例えば、上方から江戸へ積送される需要商品の一つである清酒の場合、19世紀初期までは節季に決済される酒荷代金は、大坂における逆為替つまり下為替の取組か貨幣現送によって大坂へ送金されていた。柚木学『近世灘酒経済史』ミネルヴァ書房1965年、305-314ページ。
- (33) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」59ページ。根抵当そのものについては、我妻栄『新訂担保物権法（民法講義Ⅲ）』岩波書店1968年、463-4ページ参照。
- (34) ヒックス『経済史の理論』128ページ。
- (35) ヒックス『経済史の理論』129ページ。
- (36) 新保博「徳川後期における貨幣市場—金相場と為替打銀をめぐって—」『三田学会雑誌』67巻10号、1974年、65-9ページ。
- (37) 新保博『近世の物価と経済発展—前工業化社会への数量的接近—』226-7ページ。

- (38) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」74-92ページ。
- (39) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」76ページ。
- (40) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」74-92ページ。
- (41) 新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」76ページ。
- (42) その具体的内容については、新保博「徳川時代の為替取引に関する一考察」91-2ページ。
- (43) 新保博「徳川時代の延為替金融」14ページ。
- (44) ヒックス『経済史の理論』123ページ。
- (45) 三井銀行『三井銀行八十年史』三井銀行1957年、19ページ。
- (46) ヒックス『経済史の理論』130ページ。